

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業
生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
国立大学法人和歌山大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と生活を両立させることができる働きやすい環境を作り、かつ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うことで、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性教職員の比率を40%とすることを目指す。

<取組内容>

令和3年4月～ 教員公募の際、男女共同参画の推進を明示するとともに、女性の応募を促し、女性教員の積極的な採用に努める。

令和3年4月～ 女性が活躍できる雇用環境を整備するとともに、男女共同参画の取組みを積極的に広報する。

目標2：妊娠、出産、子育てのための特別休暇の周知・利用促進に努めるとともに、更なる充実を図る。併せて年次有給休暇の利用促進に努める。

<取組内容>

令和3年4月～ 妊娠、出産、子育てのための特別休暇の充実を図る。

令和3年4月～ 夜間・休日保育や病児・病後児保育などの保育サポート事業の導入を検討する。

令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に調査し、計画的に休暇を取得できる環境の整備を行う。

目標3：男性の育児に伴う休暇・休業の取得を促進し、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に努めるとともに、育児休業期間中は代替要員の確保に努める。

<取組内容>

令和3年4月～ 男性の育児休業等取得を促すリーフレットを作成し周知する。

目標4：出産、育児、介護等を行う教員に配置する研究支援員制度の周知・利用に努め、期間中の利用者を4名以上とすることを旨とする。

<取組内容>

令和3年4月～ 研究支援員制度を利用しやすい制度へと見直しを行うとともに、積極的に広報を行うことで、対象となる教員への利用を促す。